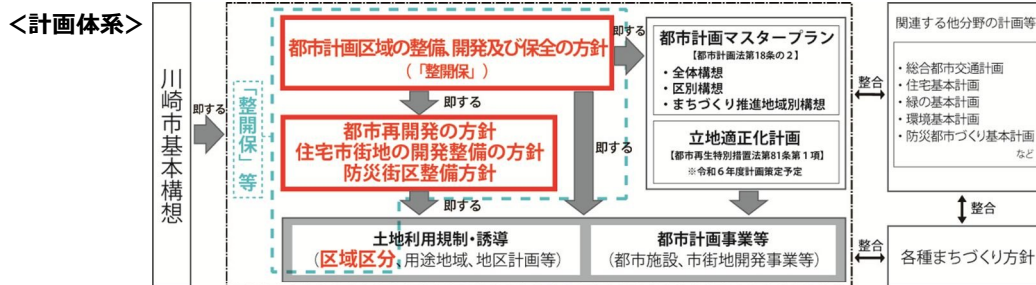


# 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等の見直しに向けた検討について

## 1 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等とは

- (1) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下、「整開保」）
  - 広域的・根幹的な都市計画に関する基本的な方針であり、市街化区域と市街化調整区域の区分や主要な都市計画の決定の方針、おおむね 10 年以内に整備する主要な施設等を定めるもの。
- (2) 区域区分
  - 都市計画区域内を、すでに市街地を形成している、又は優先的かつ計画的に市街化を図るべき市街化区域と、市街化を抑制すべき市街化調整区域に区分するもの。
- (3) 都市再開発の方針
  - 土地の高度利用に関する方針や再開発を促進すべき区域等を定めるもの。
- (4) 住宅市街地の開発整備の方針
  - 良好な住宅市街地の整備の方針や整備を推進すべき区域等を定めるもの。
- (5) 防災街区整備方針
  - 密集市街地の防災に関する方針や防災再開発を促進すべき区域等を定めるもの。



## 2 見直しの経緯

- 「整開保」は昭和 45 (1970) 年に策定後、社会経済状況の変化や 5 年ごとに実施される都市計画基礎調査の結果等を踏まえ、近隣都市との広域的な調整を図りながら、おおむね 6～7 年ごとに見直しが行われており、現在 8 回目の見直しの時期となっている。

## 3 見直しの基本的考え方

- 将来的な少子高齢化等による影響を見据え、持続的に都市の活力を維持していくための都市づくりが必要である。
- また、都市づくりを取り巻く環境の変化を捉え的確に対応していく必要がある。

### 【都市づくりを取り巻く環境の変化】

- 将来的な人口減少や少子高齢化の更なる進展
- 新型コロナウイルス感染症による生活の変化
- 社会のデジタル化の進展
- 脱炭素社会の実現に向けた取組の進展
- 自然災害の激甚化・頻発化
- 持続可能な開発目標(SDGs)を踏まえた政策の推進

## 4 主な見直しのポイント

- 都市づくりを取り巻く環境の変化や、国・県・本市のまちづくりに関する動向を踏まえ、主に以下の都市計画決定の方針などを新たに位置付ける。

- 【魅力ある都市づくり】
  - 横浜市高速鉄道 3 号線延伸に伴う新駅周辺の土地利用の誘導 **整開保 概要 P4**
  - ウォーカブルなまちづくりの推進 **整開保 概要 P4**
- 【誰もが暮らしやすい都市・住まいづくり】
  - ICTやAIの活用等によるウェルビーイングの実現に向けたまちづくりの推進 **整開保 概要 P4**
- 【緑と水の豊かな環境に配慮した都市づくり】
  - 脱炭素社会への対応 **整開保 概要 P7**
  - グリーンインフラの取組の推進 **整開保 概要 P6**
- 【産業の発展を支える都市づくり】
  - 臨海部ビジョン等を踏まえた臨海部の大規模土地利用転換への対応 **整開保 概要 P3**
  - 整開保 概要 P4**
  - 都再方針 概要 P9**
- 【災害に強い都市づくり】
  - 自然災害リスクを踏まえた居住誘導等（立地適正化計画） **整開保 概要 P7**
  - 令和元年東日本台風を踏まえた、激甚化・頻発化する災害への対策 **整開保 概要 P5**
- 【人口減少を見据えた持続可能で効率的な都市づくり】
  - コンパクトで効率的なまちづくりによる少子高齢化や人口減少への対応 **整開保 概要 P4**

## 5 見直しに向けたスケジュール

